

○農地を借りる仕組み

○農地を買ったり借りたりして農業を行うには、市町村にある農業委員会の許可が必要となりますので、手続など農地に関することは、農業委員会に相談してください。

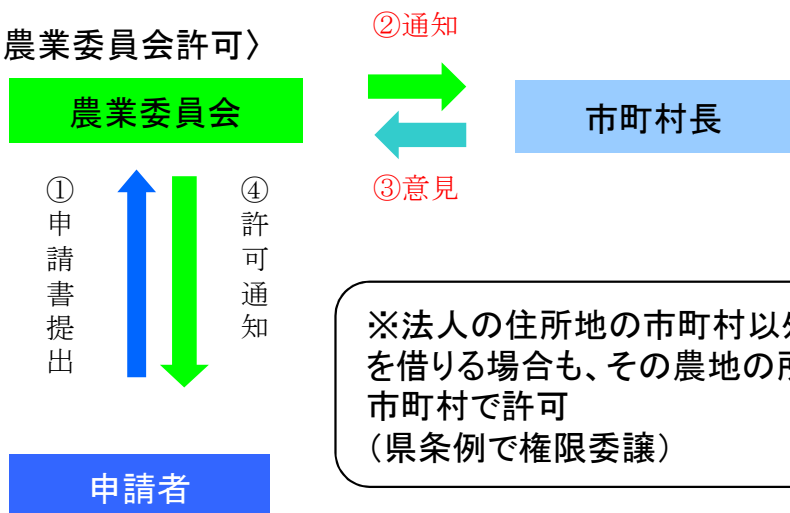
貸借のための許可手続き

- ・農地を借りる際には、農地の所在する農業委員会に対して、「農地法第3条の規定による許可申請書」を提出します。
- ・農業委員会は、全てを効率的に利用できるかなどの審査をします。

※ この他、農業経営基盤強化促進法により市町村が農用地利用集積計画を作成して、利用権を設定する方法や、公益社団法人あおもり農林業支援センターが行う農地中間管理事業により利用権を設定する方法があります。

○ 農地法第3条許可により借りる場合

〈農業委員会許可〉



※法人の住所地の市町村以外の農地を借りる場合も、その農地の所在する市町村で許可（県条例で権限委譲）

農地の権利を取得するための基本的な要件

1. 農地のすべてについて効率的に利用すること

必要な機械、労働力、技術があると認められることが必要です。

2. 経営面積が50アール以上であること(北海道2㍏)

県内、20市町村では、全部又は一部で50アール未満の別段(下限)面積を設定しています。

3. 周辺の農地利用に支障を生じないこと

農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があってはなりません。

法人として必要な追加要件

- 法人が農地を買ったり借りたりするには「**農地所有適格法人**」の要件を満たすことが必要です。
- なお、平成21年12月の改正農地法の施行に伴い、農地を借りるときには、一定の条件を満たせば「農地所有適格法人」の要件を満たさなくても許可を受けることができます。